

History of Ball Games in 『 Play Syllabus 』 since Meiji Era

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/47685

明治時代以後における遊戯教材としての球技の歴史*

森 田 茂 男

第1章 明治時代の体育における遊戯と球技について

1 学制と体操

明治5年の学制発布は、わが国の教育史上において、きわめて重要な一時期を画するもので、学制に定められた教育課程を、学校別に検討し、その中で体操はどのように取り扱われているかを見ると、

小学校の場合

○下等小学校の教科

1 綴字 2 習字 3 単語読 4 会話読 5 読本解意 6 修身解意 7 書版解意並習字 8 文法解意 9 算術 10 養生法講義 11 地学大意 12 理学大意 13 体術 14 唱歌当分のヲ欠ク

○上等小学校の教科

上等小学校ノ教科ハ下等小学教科ノ上ニ左ノ条件ヲ加フ

1 史学大意 2 幾何学大意 3 博物学大意 4 化学大意

其ノ他ノ形情ニ因テハ学科ヲ拡張スル為左ノ4科ヲ勘酌シテ教ルコトアルベシ

1 外国語1, 2 2 記簿法 3 画学 4 天球学

中学校の場合

○下級中学教科(14歳~16歳)

1 国語学 2 数学 3 習字 4 地学 5 史学 6 外国語 7 理学 8 画学 9 古言学 10 幾何学 11 記簿学 12 博物学 13 化学 14 修身 15 測量学 16 奏楽当分のヲ欠ク

○上級中学校教科(17歳~19歳)

1 国語学 2 数学 3 習字 4 地学 5 理学 6 野画 7 古言学 8 幾何代数学 9 記簿学 10 化学 11 修身学 12 測量学 13 経済学 14 重学 15 動植物地質鉱山学

大学の場合

大学は、高尚な諸学を教える専門科の学校で

あるとし、その学科を理学、化学、法学、医学、数理学とした。

専門学校の場合

外人教師によって教授する高尚なる学校を称して専門学校とした。この中に外国語学校の項があるが、これによると下級4級~1級、上級4級~1級にいたるまで各級に体操が課せられている。また獣医学校、商業学校、農業学校、工業学校でも体操が課せられている。

これまで述べたところで明らかなように、小学校では「体術」として取り上げられている。しかしこの学制の実施方法を示した小学校則(明治5年9月8日)には体術が見当たらない。内容についてももちろん不明である。この事情から見て、明治5年頃の体操は具体的にその内容を示すまでに研究されていなかったとみてよい。

学制では体術と称せられているが、明治6年の「学制2編追加」及び「改正小学校則」では体操の用語が使用されている。当時の教科書を見ると、知的教科においては、訳書や当時の一般向図書が教科書として指定されているが、これらの学校の教科の中に「体操または反訳体操を課す」の文章が見られる。しかしこれは明治6年以降のことである。明治7年後末の教科書を廃して新たに文部省蔵版書翻刻を許可するものを増している。これによると従来の樹中体操法図、東京師範学校板体操図の外に体操書(文部省)が加えられている。学制が発布されてから明治10年頃までに欧米体育の直訳時代ともいわれるときであり、体操実施の内容は、本格的な段階までいたっていないと見ることができると。

以上述べたように体操指導のよりどころになったのは前述の三書であり、指導された内容はほとんどが徒手体操で遊戯やスポーツは顧みられなかった。この当時形式的な徒手体操が

* 昭和49年9月17日受理

中心的な位置を占め、スポーツがなぜ受け入れられなかったのであろうか、その理由を井上一男教授（東海大）は次のように述べている。

その一つは、スポーツの発生とその指導形態にある。多くのスポーツはイギリスで発生したしかもその多くは上層階級に地盤をもっていた。

学生の間ではパブリックスクールによって代表されるように、スポーツは寄宿舎生活を前提とする組織的な活動の一つであった。それは正課の授業で行なうというのではなく、知的教科の教師が学生とともに生活をたのしみ、かつ自身を鍛錬する機会であった。

そこには教科書的な指導書も手引書もなかった。それは生活の中にとけ込んだ一つのカルチュア（教養）であったのである。

しかるにヨーロッパ大陸では、スポーツよりも体操が圧倒的に優位を占めていた。それは大小の戦争がくり返され、立ちおくれた小国はもちろん、大国でも富国強兵の必要を痛感し、強健で愛国心に満ちた国民をつくるために体操を行ないこれを重んじた。当時のわが国はイギリス流のスポーツ遊戯ではなくヨーロッパ大陸の体操の影響を受けたのである。

幕府の末頃から明治初年におけるわが国の洋式体操は、軍隊を通じて発達した。すなわち幕末になって、諸藩競って洋式の兵制を採用し、新兵の訓練にあたって、まず体操から始めた。そしてこの体操は、徒手の柔軟体操であったといわれる。

明治3年に陸軍の兵制は、フランス制をとり、明治4年近衛鎮台兵を召集した時各兵營に鉄棒、棚、手摺、木馬等の器械を設置して器械運動を実施した。明治6年に戸山学校に体操研究所を設け、フランスの体操教師デュクロ Ducro を招いて研究を行なっている。そこに各師団より学生を召集して体操術の伝習をはかったので陸軍の体操は著しく進歩したといわれる。

学校体育の研究は11年の体操伝習所の設立に始まっているので、陸軍よりもおくらせて発達している。この点から見て、明治初年の学校体操は、陸軍の体操の影響を受けていると見ることができる。

第二に当時のわが国の国情や服装、施設、用具から見て、当然体操中心にならざるを得な

かったといえる。服装は実施する内容を現定してくる。そのため主として上、下級を主とする運動に傾いたことにも理由がある。スポーツはそれを行なう施設用具を必要とし、さらに規則も複雑である。このような事情から見ると、体操でさえも形式的な紹介にすぎないこの時代に、スポーツを取り入れる余裕は全くなかったものと考えられる。

2 教育令及び改正教育令と体操

○教育令と体操

学制は当時の国力、民情及び文化の程度からみて無理な点が多かったので、明治12年学制を廃して教育令を制定し公布した。教育令による小学校は「普通の教育を児童に授くるところにして、その学科は読書、習字、地理、歴史、修身等の初歩とす。土地の情況に随いて畝画、唱歌、体操等を加え、又物理、生理、博物等の大意を加う。殊に女子のために裁縫等の科を設くべし」といっている。

体操は加設科目の中におかれ、土地の事情によって加えられるようになっている。しかしながら全国的にみて体操を実施した地方がどれだけあったかは疑問であり、現状に即したのではないかとも察せられる。又これによってアメリカの体操の事情もこの程度のところにあったのではないかと察せられる。

○小学校教則綱領と体操

明治14年小学校教則綱領が公布された。教学大旨の教育方針に基いて、教育内容を改善することを目的としたもので、各教科目の程度を詳細に示し、国民思想を確立し実生活に即する教育を実施しようとするもので、これによると、体操は小学校では初等、中等、高等の各等に分けて加えられている。この体操の内容は「初等科のはじめ適宜の遊戯をもってこれにあて、漸次徒手運動におよぶべし。中等科、高等科にいたっては兼ねて器械運動をなさしむべし」となっている。即ち遊戯、徒手運動、器械運動の三つが取り上げられている。

○小学校遊戯の内容における球技

坪井玄道の「戸外遊戯法」やその改訂版「改正戸外遊戯法」が手引書として用いられたと考えられ、そのうち球技に関係のあるものは、①投球競争②ボーム（擲球）③投球④ソフトボール⑤クロッカー⑥ローンテニス⑦ベースボール

このように排列に順序や類別に統一は見られないけれども既に走、跳、投、球技、その他の遊戯やスポーツが一応含まれている。

中学校教則大綱、師範学校教則大綱と体操「中学校教則大綱」では体操は学科目に取り上げられてはいるが、毎週授業時数表とは時間の配当がなく、しかも「体操は適宜之を課すべし」としている。

「師範学校則大綱」によれば、初等、中等、高等の三つに分けられ、その何れにおいても体操が学科目の最後に取り上げられている。この場合の体操もさきの中学校と同様に、時間配当はなく、適宜之を授くべしとなっている。このように法規の上から見ると、中学校、師範学校においては適宜に教授する科目にあったわけである。

3 教育令公布の前後の体操と変わり方

法規の上からみた体操を概観してきたものであるが、ここで教育令前後において体操はどのように変わったかを検討してみる。

文部省は教育令の草案を検討している頃に、おくればせながら明治11年に体操伝習所を設立し、学校体操の実施研究と指導者養成をはかることにした。伝習所設立と同時にアムール大学の卒業生リーランドを迎え、その通訳として坪井玄道を当たらせた。アムール大学の体操は医学に基礎理論をおいたダイオリスの軽体操であり、伝習所におけるリーランドの手引書もルイスの「新体操」であった。伝習所の体操には軍事的色彩はなく「保健的」な性格のものとして発足した。

リーランドは軍式体操は学校では不適當であるとし「新設体操」をすすめているのである。これは保健を目的とした軽体操である。(徒手演習、啞鈴演習、球竿演習、大環演習、豆囊演習、棍棒演習を総称して軽体操という)

小学校教則綱領によって明らかなように、小学校の体操の内容として、「遊戯」があげられている。これは当時、遊戯の教育的効果を高く評価した建議書が出されていることから理解できる。しかし伝習所においても遊戯に関する関心は薄いようであり、当時どの程度学校で実際に指導されたかは疑問である。

遊戯に関する指導書が公にされたのは、坪井著「戸外遊戯法」明治18年版が最初であり、こ

れ以前には見られない。

4 学校令と体操(小学校)

明治19年「小学校の学科及びその程度」が公布され小学校教育の内容に関する基準が示された。

小学校の学科と、「小学校の学科及びその程度」によると、「尋常小学校の学科は、修身、読書、作文、習字、算術、体操とす。土地の情況によっては、図画、唱歌の一科若しくは二科を加うことを得」となっている。

高等小学校の学科は「修身、読書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科、図画、唱歌、体操、裁縫(女兒)とす。土地の情況によっては英語、農業、手工、商業の一科若しくは二科を加うことを得。唱歌は之を欠くも妨げなし」となっている。

体操の内容や程度を見ると、「体操は幼年の児童には遊戯、やや長じたる児童には軽体操、男児には隊列運動を行う」となっている。

○小学校則大綱

明治24年に小学校で教授すべき各科目の範囲、程度が示された。これによると、「体操は身体の成長を均斉にして健康ならしめ、精神を快活にして剛毅ならしめ、兼ねて規律を守るの習慣を養うを以て要旨とす」となっており、尋常小学校においては男児には主として兵式体操を授け、女兒には普通体操若しくは遊戯を授くべし。土地の情況によりては、体操の教授時間の一部若しくは教授時間の外においては水泳を授くることあるべし。このように体操の目的が明示されたのは初めてである。内容としては遊戯、普通体操、兵式体操、戸外運動、水泳からなっており、前の三つは学年に応じて配当するようになっている。

○小学校令の改正(明治33年)と体操

小学校の教科目のうち体操についてみると、従来随意科目であった体操は尋常、高等小学校とも必修の教科目となっている。

尋常小学校の教科目と授業数

1年		2年		3年		4年	
週 4時	遊戯 ⁴	遊 普通体操	戯 ⁴	遊 普通体操	戯 ⁴	遊 普通体操	戯 ⁴

高等小学校1, 2年の教科目と授業時数

1 年		2 年	
週 3	普通体操、兵式体操、遊戯	3	普通体操、兵式体操、遊戯

高等小学校 3 年の場合

1 年		2 年		3 年	
週 3	普通体操 遊戯 兵式体操	週 3	普通体操 遊戯 兵式体操	週 3	普通体操 遊戯 兵式体操

高等小学校 4 年の場合

1 年		2 年		3 年		4 年	
週 3	普通体操 遊戯 兵式体操	週 3	普通体操 遊戯 兵式体操	週 3	普通体操 遊戯 兵式体操	週 3	普通体操 遊戯 兵式体操

明治34年 4 月小学校体操科課程及教授時間割

文部省普通学務局長

それをここに掲げてみよう。

	学 年	週時	回 数	遊 戯	普 通 体 操	兵 式 体 操
尋 常 科	第 1 学年	4	6 回以上	毎回30分～1時	毎回30分 毎週1時 同 整容法呼吸運動 身体矯正術 同 徒手体操 (第1 演習) 啞鈴初歩	
	第 2 学年	4	毎回30分～ 6 回以上	毎回30分～1時 毎週3時		
	第 3 学年	4	6 回以上	毎回30分～1時 毎週2時		
	第 4 学年	4	6 回以上	同 上		
高 等 科 (男)	第 1 学年	3		毎回30分～1時 毎週1時	毎回30分復習啞鈴 毎週1時	毎回30分各個教練 毎週1時柔軟体操
	第 2 学年	3		同	同 復習	同
	第 3 学年	3		同	同 復習球竿体操	同 柔 軟 体 操 分 隊 教 練
	第 4 学年	3		同	同 復習球竿体操	同 小 隊 教 練 器 械 体 操 初 歩
高 等 科 (女)	第 1 学年	3		毎回30分～1時 毎週1時半	毎回30分復習啞鈴 毎週1時半	
	第 2 学年	3		同	同 復習	
	第 3 学年	3		同	同 復習球竿初歩	
	第 4 学年	3		同	同 復習球竿体操 豆 囊 体 操	

○小学校令の改正 (明治 40 年) と体操

この改正の主眼は、義務教育の延長にあり、体操科に関する事項を見ると、「尋常小学校においては、初めは適宜に遊戯をなさしめ、漸く普通体操を加え、また男児には兵式体操を加え授くべし」と改められている。

5 中学校の体操

明治 19 年に公布された中学校令によると、尋常中学校 (修業年限 5 か年) では、体操は 1 年から 3 年まで各 3 時間、4、5 年は各 5 時間となっている。内容程度は、「普通及び兵式体操」、高等中学校では第 1 年、第 2 年とも各々 3 時間であり、その内容程度は「兵式体操」となっている。明治 34 年の中学校施行規則の発令では、時間数においては前と変りなく毎週 3 時間で普通体操と兵式体操の内容で、明治 35 年中学校教授要目が公布されたがこれによると内容も従来

と大差がない。次いで明治 44 年施行規則の改正とみると、従来の要旨の外に「体操は教練及び体操を授くべし又撃剣及び柔術を加うることを得」となっており、兵式体操が整理されて教練という各称のもとに指導されることになった。

6 高等女学校の体操

○高等女学校規定と体操

明治 28 年に高等女学校の規定が設けられ、必修教科目の中に体操が入れられ、体操の毎週時間数は第 1 学年から第 4 学年までは各々 3 時間であり、第 5、6 学年は各 2 時間となっている。

体操の内容程度を見ると、「普通体操と遊戯とし、普通体操においては矯正術、徒手体操、啞鈴体操を授け又便宜球竿体操及び豆囊体操を授くべし、となっており普通体操、遊戯のうち、普通体操の内容を具体的に示している。

○高等女学校教授要目と体操

明治 36 年に高等女学校教授要目が定められた。

それによると、体操の内容は、

〈第 1 学年～第 2 学年〉 毎週 3 時

普通体操……準備法、整容法、呼吸法、
矯正法、徒手体操

遊 戯……行進運動及び遊戯

〈第 3 学年～第 4 学年〉 毎週 3 時

普通体操……矯正法、徒手体操
啞鈴体操

遊 戯……行進運動及び遊戯

体操は凡そ普通体操 2 遊戯 1 の比を以て課すべし、土地の状況によりて遊戯において便宜游泳、氷滑りの類を加うることを得。

教授用備品は凡そ次の例によるべし。

啞鈴、羽子板、羽根、豆囊毬、輪、綱、クロッカー、ローンテニス等の諸遊戯に用いる器具となっており、用具から遊戯種目を推察することができる。

7 師範学校の体操

○師範学校令と体操

明治 19 年の師範学校令、尋常師範学校の学科及びその程度、高等師範学校の学科及びその程度等の諸規定によると、

尋常師範学校の体操の内容

第 1 学年～第 4 学年 毎週男 6 女 3 時

普通体操……準備法、矯正術、徒手、啞鈴、棍棒、球竿の各体操

兵式体操……生兵学、中隊学、行軍演習、兵学大意、測図

高等師範学校の体操の内容

男子師範科

第 1 学年～第 3 学年 毎週 6 時

その内容は「普通及び兵式体操」であり、音楽と体操を合わせて週 6 時間となっている。

女子師範科

第 1 学年～第 3 学年 毎週 3 時

体操の内容は、準備法、美容法、徒手、啞鈴、棍棒、球竿の諸体操

○尋常師範学校の学科と其の程度の改正と体操

明治 22 年に改正が加え、更に明治 25 年にも再度改正された。

尋常師範 男子

第 1 学年 毎週 6 時

普通体操……準備法、矯正法、徒手、啞鈴の諸体操

兵式体操……各個教練、柔軟体操、小隊教練、器械体操

第 2 学年 毎週 6 時

普通体操……前学年に準じ更に球竿、棍棒を加う

兵式体操……前学年に準じ更に中隊教練、銃剣術、野外演習、兵学大意に加う

第 3 学年、 毎週 6 時

普通体操……前学年に準ず

兵式体操……前学年に準ず

体操を教授する順序方法を授く

第 4 学年 毎週 3 時

普通体操 前学年に準ず

兵式体操

尋常師範学校 女子

第 1 学年 毎週 3 時

普通体操及び遊戯を授く

第 2 学年 毎週 3 時

前学年に準ず

第 3 学年 毎週 3 時

前学年に準ず、体操を授くる順序方法を授く。

○師範学校規定と体操

明治 40 年に師範学校規定が定められた。

体操の毎週授業時数は次の通りである。

	予備科 予備科	本 科 第 1 部			
		第 1 学科	第 2 学科	第 3 学科	第 4 学科
体操(男)	6	5	5	5	3
体操(女)	4	3	3	3	2

この改正では男子生徒について普通体操、遊戯、兵式体操を授け云々となっており、男子にも遊戯が取り入れられたことに注目したい。

8 明治後半における遊戯

遊戯は明治 14 年公布の「小学校教則綱領」において、体操の内容としてあげられている。

しかしどのような遊戯かについての具体的指示が見られない。

明治 18 年坪井玄道が「戸外遊戯法」を著しているがこれも低学年用のもので、全体的にあま

り研究がなされていない。

その後、尋常師範学校や高等女学校にも遊戯が取り入れられている。

この時代の遊戯の内容らいわゆる「唱歌遊戯、行進遊戯、競争遊戯、ボール遊戯」を主な内容としたものである。

明治30年代に入って遊戯についての研究が比較的盛んになっている。このことは遊戯に関する研究書が明治31年～40年の間に体操書36冊に対し遊戯、ダンスの書が64冊になっていることでも明らかである。

体操遊戯調査会

明治30年代は遊戯に関する研究が盛んに行なわれた。このような遊戯の研究が盛んになった理由として、普通体操に対する批判、発展性に乏しい教材と教授法、指導原理のとぼしさ等に対する反動的なものと考えられることや、普通体操を育ててきた坪井玄道が明治35年に仏、英、独の体育を研究して帰朝し、舞踏や行進遊戯を紹介したこともあって現場では体操や遊戯に関しいずれを取るべきについて混乱した。

ここにおいて文部省は学校体操の取るべき方針を確立するため、明治37年、体操、遊戯について調査することになった。

この結果、次の結論が出された。

- (1) いわゆるスエーデン体操は大体において採用する。
- (2) 遊戯は体操科の目的に合したもので適宜の教材例があげられ正課体育として認める。
- (3) 撃剣、柔術なども課外において奨励すべき遊戯と考える。
- (4) 兵式体操に属する徒手や器械の運動は、その性質からみて学校体操に属するものとし、兵式体操の各称も兵式教練に変えようとする意見が出された。

次に体操遊戯調査会の報告書のうち遊戯に関

する事項を見ると、

甲 学校において奨励すべき遊戯

- (イ) 教科として課すべきもの
なるべく団体的で複雑にならざるものとす
競争遊戯 例、綱引、毬送、フットボール、鬼遊の類
行進遊戯 例、十字行進、踵趾行進、方舞の類
動作遊戯 例、桃太郎、池の鯉等、季節と土地の状況によって遠足、水泳及び水滑、舟漕を課すことを得
- (ロ) 教科外に行うべきもの
必ずしも団体的なるを要せず
競争遊戯、角力、徒歩競争、毬投げ、毬つき、羽根つき、縄とび、擬鬼、鬼遊び、高跳、巾跳、ベースボール、ローンテニスの類
剣道、柔道、弓術

乙 学校外において奨励すべきもの

学校で行う遊戯は学校外でも奨励すべきものであるが、土地、家庭の状況により奨励すべきもの
懸垂、凧あげ、山遊等

丙 禁止すべきもの

- 1 賭事類似のもの
- 2 危機のおそれあるもの
- 3 残忍なるもの
- 4 厭忌すべき模倣遊
- 5 不健全なる思想を誘動するおそれあるもの

第2章 大正時代の体育における遊戯としての球技について

1 学校体操教授要目の概要

体操遊戯調査研究会の調査研究や、共同調査会の研究の結果に基づいて制定されたのが「学校体操教授要目」（大正2年公布）である。

(1) 教授の程度及び毎週授業時間数 尋常小学校の場合

学年	毎週時数	第1年	毎週時数	第2年	毎週時数	第3年	毎週時数	第4年	毎週時数	第5年	毎週時数	第6年
体 操		体 操 教 練 遊 戯		体 操 教 練 遊 戯	3	体 操 教 練 遊 戯	3	体 操 教 練 遊 戯	3	体 操 教 練 遊 戯	3	体 操 教 練 遊 戯

注 第1.2学年では時間数がないのは唱歌と合せて24時間となっている。

高等小学校 2 年の場合

学 年	毎週時数	第 1 学年	毎週時数	第 2 学年
体 操	3	体 操 教 練 遊 戯	3	体 操 教 練 遊 戯

高等小学校 3 年の場合

注、高小 2 年の場合と同じ。

(2) 遊 戯

① 競争を主とするもの

鬼遊び、徒競走、旗送競走、デッドボール、センターボール、バスケットボール、フットボール、綱引など

② 発表的動作を主とするもの

桃太郎、渦巻、池の鯉、大和男など

③ 行進を主とするもの

十字行進、踵趾行進、「スケーテング」歩法
遊戯は全体的に軽く取り扱われている。例示されたものも 16 であり漠然としている。このように漠然としているのは、共同調査会の論点が、体操と教練にあったこと、遊戯についての研究が充分になされていないことによるものである。

(3) 教科時間外に行なう運動

(1) 体操 (2) 撃剣及び柔術遊戯 (3) 其の他

遊戯に関係あるものを拾ってみると、羽子つき、たこあげ、ベースボール、ローンテニス、その他となっている。

2 学校体操教授要目の改正

教練の重視、スポーツの隆盛等の社会情勢の変化、体操界内の視野の拡大等によって要目改正をせざるをえなくなった。(大正 15 年)

この改正で遊戯に関するものの変化を見ると、「遊戯」と称せられていたものが改正要目では「遊戯及び競技」となっている。

遊戯及び競技

- 第 1 競争遊戯 (種目の数 13)
- 第 2 唱歌 (" 5)
- 第 3 行進 (" 10)
- 第 4 走技跳技及投技 (" 15)
- 第 5 球 技 (" 12)

となっており、55 種目があげられ、前要目の 16 種目に比して大きく変化は見られないが、走、跳、投のいわゆる陸上競技、球技の内容が

大きく取り上げられたことは著しい進歩といわれなければならない。

体操科教授時間外に行なうべき諸運動

これは第一体操、第二遊戯及び競技、剣道及び柔道並にその他の運動となっておる。

第二の運動では、弓道、なぎなた、水泳、漕艇、テニス、ピンポン、ベースボール、スキー、スケート、その他となっており、これらのスポーツの種目は中等学校以上が対象となっていると思われる。

遊戯スポーツの重視

陸上競技系統の種目、球技系統の種目がそれぞれ組織立てられて数多く加えられたことは大いなる進歩である。しかし体操の種目数に比べると半数にもたりない。遊戯、競技に関する研究は不足しており、体操指導の方法が大勢を支配し、スポーツの指導もこれに準じてきたといえる。

第 3 章 昭和時代——終戦までの体育における遊戯教材としての球技について

大正 15 年に改正教授要目が出され、これが 10 年余りの間、学校体育の指針となった。しかしながらその後全体主義、国家主義の強調、これに伴う柔剣道の必修、学校体育とスポーツの相剋、欧州新体操の移入、人格的体育思想の台頭などによって、社会情勢がかわり昭和 11 年に改正する要因となった。

1 第 2 次改正要目と遊戯および競技

遊戯および競技は、前要目に比べて、分類の方法が異なり、またその種類も著しく増加している。

分類の方法は、走、跳、投、各種(追逃、運搬、押引、攀登、格力)、球技、唱歌遊戯および行進遊戯の 6 項目になっている。唱歌遊戯および行進遊戯はさらに基本練習、唱歌遊戯、行進遊戯の三つに分類されている。

このように分類上の工夫とともに、運動教材を発展的、系統的に配列している。教材の数もきわめて多方面から取り入れており、前要目に比べ、競技遊戯 13 種を 58 種とし、走、跳、投の 15 種を 25 種とし、球技の 12 種を 24 種に増し且つその内容を一段と豊富にしている。

体操科教授時間外において行なう諸運動

これには 1, 体操科の教科中に掲げた諸運動と 2, 器械体操, 庭球, 野球, 卓球, ラクビー, 蹴球, 漕艇の 2 項があげられている。

2 戦時下の体操科と遊戯

昭和 16 年国民学校令が公布され, いよいよ日本国の当時の使命に基づいて教育も改革されたのである。

体錬科の目標は, 身体の鍛錬と精神の錬磨とを一体的に行なって, 闊達剛健な心身を育成し, 「献身奉公の実践力」を培うことにあった。

体錬科体操中の体操及び遊戯競技の内容をみると, 能力別に分類され, この能力というのは, 「日本精神の昂揚と皇国民の使命遂行上必要な基礎能力」であり, これは戦場においては戦闘力としてあらわれ, 産業に従事しては生産力としてあらわれるものである。即ち環境がどのように変わっても, 常にこれに応じうることのできる「基礎的, 普遍的能力」として考えている。

このような立場から, ①姿勢②呼吸③徒手体操④歩走⑤跳躍⑥転回及び倒立⑦懸垂⑧投擲⑨運搬⑩格力⑪球技⑫音楽遊戯⑬水泳に分類されている。

「球技」は「各種の能力の総合された運動であり, 団体競技である」としている。球技の生命とも考えられるものは, 多人数からなる団体の一系乱れざる連絡統制であり, 緊密な協同動作として位置づけられ, 「協同動作」に中心点をおく結果になっている。順送球, 投捕球, 投避球, 送球競争, 蹴球競争の 5 種目があげられている。

「音楽遊戯」は「歩走力, 跳力, 体の支配力等身体的錬磨に資し, 快活優美なる心情を培う」とし, 心身の錬成に役立つものを選んでいく。

中等学校以上の体錬科は, 体操, 教練, 武道の主本立てになっている。「体操及び競技」は能力別に分類されているが国民学校と同じ内容になっている。

第 4 章 昭和時代——終戦までの体育に於ける遊戯教材としての球技

1 終戦直後の体育事情

昭和 20 年の終戦はわが国のあらゆる面に大変革をもたらした。社会情勢の目まぐるしい変化の中で, 体育はどのような過程をたどったの

であらうか, 体育は戦時中, 軍事訓練と最も深い関連をもっていたのでその変り方もはげしいものがあった。

8 月 24 日学徒軍事教育並びに戦時体錬及び学校防室関係の諸訓練の廃止

武道(剣道, 柔道, 薙刀, 弓道)の授業中止。

12 月 26 日「学校体錬科関係事項の処理徹底に関する件」武道は正課時だけでなく, 部活動も含めて中止させられた。

21 年 6 月「学校校友会運動部の組織に関する件」通報される。

21 年 8 月「秩序, 行進, 徒手体操実施に関する件

21 年 9 月 学校体育研究委員会発足。

以上のように終戦の年は, 戦時的色彩を払拭することに最大の努力がはらわれた。21 年頃からはようやくスポーツ活動への欲望が高まり, 各種のスポーツが学生の間で行なわれるようになった。

2 学校体育指導要綱

「学校体育研究会」の調査研究による答申を原案に要綱が 22 年に発行された。この要綱は民主主義社会を建設する教育の一環としての体育の方向を示し, 新しいカリキュラム構成の立場を示したことは, 終戦後の体育の出発点となるものであった。しかしながら前書きに述べているようにこの要綱では具体的な方策は示されていない。この要綱は, 従来の体操中心から遊戯, スポーツ中心に切りかえられており, 一斉, 画一, 形式的号令や命令による指導から, 個性尊重の指導, 自己活動を尊重する指導への切換えを要求しておく。形式的, 集团的取り扱いの技術が奪い去られた後に, 遊戯, スポーツの民主的な指導形態が示されなかったことは, 大きな混乱を招くもとになったのである。

さらにレクリエーションとして活用することの必要が強調されたが, このレクリエーションとして活用する意味が, 一般に正確に把握されたとはいえない。それが体育の時間は, 子供たちの好みに応じて, 「遊び」として運動を行なわせるという極端な考えもあらわれ, ボールゲーム, なかなく野球をやらせておけばよいといった放任の状態があらわれるにいたった。

要綱に示された運動は各学校別に次のように

分類されている。

小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	大 学
体 操 { 徒手体操 器械 "	体 操 { 徒手体操 器械 " (男子のみ)	体 操 { 徒 手 器 械 (男子のみ)	体 操 { 徒 手 器 械 (男子のみ)
遊 戯 { 遊 戯 球 技 水 泳 ダ ン ス	ス ポ ー ツ { 陸上競技 球 技 水 泳 ダ ン ス (女子のみ) 体育理論	ス ポ ー ツ { 陸上競技 球 技 水 泳 ダ ン ス (女子のみ) 体育理論	ス ポ ー ツ { 陸上競技 球 技 水 泳 ダ ン ス (女子のみ) 体育理論

3 学習指導要領 小学校体育編

さきに発令された学校体育指導要綱は、終戦後の新しい学校体育の進むべき方向を示した。具体的な問題について24年9月出版されたのが指導要領である。

(1) 小学校体育編に見る遊戯と球技

体育の目標を達成するために必要と思われる教材課を取り上げ、それに含まれる運動は、例示するにすぎないという立場をとっている。それは地域や学校や個人差等があり、固定したものを考えることは困難であるとの理由からであ

る。実際に示された教材群をみると、

- (1) 模倣物語遊び (2) リズム遊び(運動)
- (3) ボール遊び(運動)(4)鬼遊び (5) リレー、陸上運動 (6) 器械遊び(運動)(7)徒手体操
- (8) 水遊び(水泳)(9) 雪遊び(スキー)と示されている。

これは文化財としてのスポーツ運動と子供たちの興味要求と合致する運動とを取り上げており、それが学年の発展に応じて、指導上の考慮をも加え、遊び、運動の各称で表現している。

教材群比重表

1・2年		3・4年		5・6年		
教材群	%	教材群	%	教材群	%%	
					男	女
鬼 遊 び	40	鬼 遊 び	30	ボ ー ル 運 動	40	35
リ レ ー		リ レ ー		陸 上 運 動	35	25
リ ズ ム 遊 び	25	ボ ー ル 遊 び	25	徒 手 体 操	25	20
模 倣 物 語 遊 び	15	リ ズ ム 遊 び	20	器 械 運 動		
器 械 遊 び	10	器 械 遊 び	15	リ ズ ム 運 動		20
ボ ー ル 遊 び	10	模 倣 物 語 遊 び	10	水 泳		
水 遊 び		水 遊 び		ス キ ー		
雪 遊 び		ス キ ー 遊 び				

学習内容に出てくる球技種目

低学年(1・2年)	中学年(3・4年)	高学年(5・6年)
ドッチボール	ドッチボール	(ドッチボール ボートボール キャプテンボール) バレーボール型(ネットボール、ピンポン) ベースボール型(フットベースボール) ソフトボール サッカー型(簡易サッカー)
キックボール	ハンドベースボール	
球 入 れ	フットベースボール	
	コーナーボール	

4 学習指導要領, 中学校・高等学校
保健体育科体育編(26年版)
中学校の教材(7, 8, 9年)

男		子		女		子	
中心教材	望ましい 指導週数	選択教材	望ましい 指導週数	中心教材	望ましい 指導週数	選択教材	望ましい 指導週数
バスケットボール	6~9	テニス	3~6	バレーボール	6~9	ピンポン	3~6
サッカー	"	ピンポン	"	女子バスケットボール	"	テニス	"
バレーボール	"	バドミントン	"	追羽根または バドミントン	"	ハイキング	"
スピードボールまたは ハンドボール	"	レスリング	"	ハンドボールまたは スピードボール	"	登山	"
トライボール	"	ボクシング	"	ソフトボール	"	キャンピング	"
ソフトボールまたは 軟式野球	"	ハイキング	"	陸上競技	"	ホッケー	"
タッチフットボール	"	キャンピング	"	徒手体操	"	ローラースケート	"
陸上競技	18	登山	"	巧技	"	陸上競技 (中心教材以 外の種目)	"
徒手体操	6	ホッケー	"	ダンス	24		
巧技	16	ローラースケート	"	水泳(飛込救助 法を含む)	15		
水泳(飛込救助 法を含む)	15	フォークダンス	"	スキー	15		
スキー	15	陸上競技(中心教 材以外)	"	スケート	12		
スケート	12	柔道	"				
すもう	3~6						

高等学校(10.11.12年)の教材

男		子		女		子	
中心教材	望ましい 指導週数	選択教材	望ましい 指導週数	中心教材	望ましい 指導週数	選択教材	望ましい 指導週数
サッカー	6~9	テニス	3~6	バレーボール	6~9	テニス	3~6
バスケットボール	"	ピンポン	"	女子バスケットボール	"	ピンポン	"
バレーボール	"	バドミントン	"	追羽根または バドミントン	"	キャンピング	"
スピードボール	"	レスリング	"	ハンドボールまたは スピードボール	"	ローラースケート	"
ラグビー	"	ボクシング	"	ソフトボール	"	ホッケー	"
ソフトボールまたは 軟式野球	"	キャンピング	"	陸上競技	"	登山	"
ハンドボール	"	登山	"	徒手体操	"	ハイキング	"
タッチフットボール	"	ハイキング	"	ダンス	27	陸上競技 (中心教材以 外の種目)	"
陸上競技	18	ローラースケート	"	水泳(飛込救助 法を含む)	15		
巧技	15	水球	"	スキー	15		
徒手体操	6	フォークダンス	"	スケート	12		
水泳(飛込救助 法を含む)	15	陸上競技 (中心教材以 外の種目)	"				
スキー	"	柔道	"				
スケート	"						
すもう	3~6						

この指導要領において、指導計画を立案するに際してスポーツ種目を単位としている。そしてこれらスポーツ教材は、従来の考え方をすて、「問題単元的な意味をもたせることにした」といっている。

体育の場合、1週3時間程度の必修時の体育だけではその効果を期待することは無理であり、全部の生徒がクラブ活動を実施し、しかも生徒の自由意志に基づいて自主的に運営されるときに、その教育的効果は大きいとみられる。

5 学習指導要領小学校体育編の改訂と球技
昭和28年度の改訂で特に注目すべきことは、体育の目標の中で、体育科は「身体活動およびそれに関する経験の組織」であるとしている。体育で身体活動というのは「遊戯、スポーツのごとき大筋活動であるが、それは身体支配の経験とそれに関連したことがらだけでなく、遊戯、スポーツのごとき大筋活動に対する経験も含んでいる」としている。

体育が独自の機能を通じて貢献できるものとして、

- (1) 児童の身体的活動についての生理的必要性を社会的に望ましい形で満たす。
 - (2) 身体活動を通じて、現在および将来の社会の構成員として必要な民主的生活態度を育てる。
 - (3) レクリエーションとして、身体活動を正しく活用できるようにする。
- の3項目をあげている。

これらのことを要約すると「体育科は、児童生徒の身体活動を、個人的な発達や、社会的に望ましい生活に役立たせるための学習経験の組織であり、この独自のはたらきを通して、教育全般に貢献しようとする領域である」ということになる。

6 高等学校学習指導要領保健体育科編の改訂と球技

昭和32年高等学校教育全般の改訂が行なわれ、それに基づいて体育科も同時に改訂されたものである。特に球技に関係のあるものを調査してみると、

体育の目標を次のようにあらわしている。

- ② 運動によって身体的発達の完成を助ける。
- ② 運動によって社会的態度を発達させる。

- ③ 運動によって生活を豊かにするようによくふうさせる。

運動の内容

- (a) 個人的種目 徒手体操、巧技、陸上競技、柔道（男）、剣道（男）、すもう（男）
- (b) 団体的種目 バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー（男）、ラグビー（男）
- (c) レクリエーション種目 水泳、スキー、スケート、テニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、ダンス

7 小、中、高等学校学習指導要領の全面的改訂

(1) 小、中学校改訂の要点

従来の小、中学校の要領を一貫してきた、誤った生徒中心的な考え方、文化財としての技術を軽視するかのような誤解を招きやすかった表現を一変し、運動技能や活動能力の獲得を正面におし出し、武道、すもうなども格技として採用され、体操の比重が増した。

戦時体育に対する意識の過剰から、鍛錬、訓練、しつけ、体力、精神力等の各辞の使用さえ極力さげ、ひたすら民主的、自主的、進歩的態度を表面に押し出してきた従来の方針が大きく後退し、体力や気力の充実に焦点がおかれるようになった時代とみてよいだろう。極端な表現をすれば、わが学校体育は昭和33年頃をもって戦後時代を脱したとも言えるのであろう。

(2) 高等学校改訂の要点

今回の改訂では、小、中、高等学校の一貫性を図るために、運動の分類について、これまでの個人的種目、団体種目、レクリエーションの種目の3領域を改め、小、中学校と同じ立場で運動領域を示した。すなわち、徒手体操、器械運動、格技、球技、水泳、ダンスの領域とした。

目標の第2項にはじめて「運動についての科学的な理解」の語句が用いられ、スポーツ科学が急速な進歩をみせ、ウエイト、サーキット、インタバル、レベチヨントレーニング等、新しい科学的な練習法が研究実施された時代であった。

- (3) 昭和43年小学校学習指導要領体育編の改訂

前回の体育編の目標とほとんど変わりなく、前回の基礎的運動能力が姿を消し、活動力を高めるか「体力の向上を図る」と改まっている。いわば基礎的運動能力と活動力を、ともに体力の中に含めたわけである。

各学年の目標および内容の中から球技に関するものを抜粋してみると、次のようになる。

「第1学年」 ボール運動

- (1) ボールを手や足で扱うことに慣れさせ、ボール遊びができるようにする。
 - ア ドッチボール
ボールをころがし相手に当てること、ころがってくるボールを避けること、止めること。
 - イ ボールけり遊び
止まっているボールをけること、ころがってくるボールを止めること、捕えること。

「第2学年」 ボール運動

- (1) ボールを手や足で扱うことに慣れさせ、ボール遊びができるようにする。
 - ア ドッチボール
相手をねらってボールを投げ当てること、ボールを避けること、捕えること。
 - イ ボールけり遊び
ころがってくるボールをけること、ボールを足や手で止めること。

「第3学年」 ボール運動

- (1) ボール運動の初歩的技能を養い、簡易なゲームができるようにする。
 - ア ドッチボール
相手をねらってボールを投げ当てること、ボールを避けること、ボールを両手で受けること。
 - イ エンドボール
ボールをパスして攻めること。
 - ウ ラインサッカー
方向を決めてボールをけて攻めること。
- (2) 役割を分担し、互いに協力して運動を行ない、また、ゲームでは、勝敗に対して正しい態度をとることができるようにする。
 - ア コートやボールの準備、あと始末などの係りを交替して行なうこと。
 - イ へたな者も仲間はずれにしないで、励

まし合い、助け合って練習やゲームをすること。

- ウ ゲームに必要な規則を決め、審判の判定に従うこと。
- エ 失敗したり負けたりしても気を落とさないでがんばること。

「第4学年」 ボール運動

- (1) ボール運動の初歩的技能を養い、簡単なゲームができるようにする。
 - ア ポートボール
ボールをパスして攻めること、相手に触れないでじゃますること。
 - イ ラインサッカー
ボールをパスして攻めること。相手を足でじゃますること。
 - ウ ハンドベースボール
相手の投げたボールを手で打つこと、ゴロやフライを捕えること。
- (2) チームのなかで互いに協力して練習やゲームを行ない、また、ゲームでは、勝敗に対して正しい態度をとることができるようにする。

ア リーダーを中心に、コートやボールの準備、あと始末などの係りを分担して練習すること。

イ へたなことや失敗を許し合い、互いに励まし合って練習やゲームをすること。

ウ ゲームに必要な規則を決め、審判の判定に従うこと。

「第5学年」 ボール運動

- (1) ボール運動の基礎的技能を養い、ゲームや審判ができるようにする。
 - ア ポートボール
パスやドリブルで攻撃すること、すばやくもどって防御すること。
 - イ サッカー
パスやドリブルで攻撃すること、すばやくもどって防御すること。
 - ウ ソフトボール
投手の投げたボールをバットで打つこと、ゴロやフライを捕えること。
- (2) チームが相互に協力し、健康、安全に留意して、計画的に練習やゲームを行なうことができるようにする。
 - ア 各自の能力を考えてチームを編成し、

規則をつくり、計画的に練習やゲームを行なうこと。

イ 審判，コート，用具などの係りを分担し，それを果たすこと。

ウ ゲームに必要な係り，ゲームの方法，組み合わせを決めること。

エ 勝敗の原因を考え，練習のしかたをくふうすること。

「第6学年」 ボール運動

(1) ボール運動の基礎的技態を養い，ゲームや審判ができるようにする。

ア ポートボール

相手の防御をかわしてパスやドリブルで攻撃すること，相手を決めて防御すること。

イ サッカー

ボールを足やからだで止めること，ポジションを守ってパスやドリブルで攻撃すること，相手を決めて防御すること。

ウ ソフトボール

投手の投げたボールをバットで打つこと，走塁すること，ゴロやフライを捕えること。

(2) チームが相互に協力し，健康，安全に留意して，計画的に練習やゲームを行なうことができるようにする。

ア 各自の能力を考えてチームを編成し，規則を作り，計画的に練習やゲームを行なうこと。

イ 審判，コート，用具などの係りを分担し，それを果たすこと。

ウ ゲームに必要な係り，ゲームの方法，組み合わせを決めること。

エ 勝敗の原因を考え，練習のしかたをくふうし，さらに目標に向かって努力すること。

(4) 昭和44年中学校学習指導要領 体育編の改訂

小学校の目標と変わりなく，健康(強健)な身体を養い体力の向上を企図することに重点をおかれている。加えて「気力を育てる」を力説している。体力を強調した理由は小学校の場合と同じであるが，小学校では健康，安全を中心に運動や生活についての知識・能力・態度を求めているが，中学校では運動についての基礎的な

知識や生活と運動の関連を述べており，組織立った理論学習を示唆している。

各分野の内容から球技関係のものを拾ってみると，

「球技」

(1) 次の運動によって，球技の技能を養い，規則を守り，攻防のしかたを考えてゲームができるようにする。

(バスケットボール)

ア 個人的技能

パス，ドリブル，シュート，フットワーク。

イ 集団的技能

(ア) 速攻。

(イ) カットインプレー。

(ウ) ポストプレー。

(エ) 対人防御。

(オ) 地域防御。

ウ ゲーム

既習の技能を利用したゲーム。

(ハンドボール)

ア 個人的技能

パス，ドリブル，シュート，フットワーク。

イ 集団的技能

(ア) 速攻。

(イ) カットインプレー。

(ウ) ポストプレー。

(エ) 対人防御。

(オ) 地域防御。

ウ ゲーム

既習の技能を利用したゲーム。

(バレーボール)

ア 個人的技能

パスとレシーブ，サーブ，トス，スパイク。

イ 集団的技能

(ア) パス攻撃とレシーブ。

(イ) サーブに対するレシーブ。

(ウ) 2段攻撃，3段攻撃とその防御。

ウ ゲーム

既習の技能を利用したゲーム。

(サッカー) 男子

ア 個人的技能

キック，ドリブル，シュート，ヘッドイ

ング、トラッピング、タックル、スローイン。

イ 集団的技能

(ア) キックアンドラッシュ攻撃とその防御。

(イ) ロングパスやシュートパスによる攻撃とその防御。

ウ ゲーム

既習の技能を利用したゲーム。

- (2) チームにおける自己の役割を自覚して、その責任を果たし、互いに協力して計画的に練習を行ない、また、ゲームにおける勝敗に対して公正な態度をとるとともに、勝敗の原因を考え、練習の方法をくふうすることができるようにする。
- (3) 用具や練習場の安全を確かめ、健康・安全に留意して練習やゲームができるようにする。

内容の取り扱いについては、次の事項について配慮するものとする。

ア バスケットボールとハンドボールについては、いずれか一つを選んで指導すること。

イ サッカーについては、運動場が狭く、十分な指導ができない場合、他の球技種目に替えることができること。

ウ 第3学年においては、示された球技種目に替えて、ソフトボール、テニス、卓球、バドミントンを指導することができる。

エ 個人的技能、集団的技能およびゲームの内容は、密接な関連をもって取り扱うこと。

オ 初歩的段階では、個人的技能や集団的技能を身につけ、進んだ段階では、個人的技能や集団的技能を高めて攻防の基礎を養い、さらに進んだ段階では、相手の攻防に応じた集団的技能を高めることに重点をおいて取り扱うこと。

カ ゲームについては、生徒の技能の程度に応じて、規則や審判のしかたについても取り扱うこと。

(5) 昭和44年高等学校教育課程改善に伴う体育科の具体的方針について

ア 保健体育科に関する科目は、現行どおり「体育」と「保健」とし、生徒の健康の増進と体力の向上を図るため、すべての生徒に「体育」および「保健」を履修させるもの

とすること。

イ 「体育」については、生徒の体力の向上を図るため、共通に履修させる内容と、生徒の能力、適性等に応じて履修させる内容とに再構成すること。

ウ 「保健」については、健康についての理解を深めさせるとともに、現代の生活に即して、生徒の現在および将来の健康な生活の実践とのつながりを考慮すること。

第5章 まとめ

日本古代に蹴鞠、打毬が中国から伝えられ、貴族、武家の間で行なわれたことは文献で明らかにされている。長い武家社会が続いた日本で蹴鞠は朝廷に伝承され、打毬は児童遊戯として継続して行なわれてきた。明治以前で日本において球技に関する種目が行なわれたのはこの二種目以外にはない。

明治5年の学制発布で小学校に体術としてあげられ、明治6年の改正小学校教則では体操の用語が用いられた。指導された内容もほとんど徒手体操であって、遊戯、スポーツは全く見られない。

明治12年に教育令では、小学校は加設教科として体操がおかれ、土地の状況によって加えられるようになった。

明治14年小学校教則綱領では、体操は教科として初等、中等、高等の各小学校に加えられ、この体操の内容は「初等科のはじめ適宜の遊戯をもってこれにあて、漸次徒手運動におよぶべし。中等科、高等科にいたっては兼ねて器械運動をなさしむべし」となって、はじめて遊戯教材がわが国教育に登場する訳である。

この時代の遊戯の内容はいわゆる「唱歌遊戯、行進遊戯、競争遊戯、ボール遊戯」を主な内容としたものである。

明治30年代に入って遊戯についての研究が比較的盛んになっており、文部省が「体操遊戯調査会」をつくって調査研究させたのが明治37年であった。

大正時代に入って、大正2年学校体操教授要目が制定されたが、遊戯として次の内容が示されている。

(1) 競争を主とするもの

鬼遊び、徒競走、旗送競走、デットボー

ル、センターボール、バスケットボール、フットボール、綱引

(2) 発表的動作を主とするもの

桃太郎、渦巻、池の鯉、大和男

(3) 行進を主とするもの

十字行進、踵趾行進、スケーティング歩法
教科時間外に行なう運動として、羽根つき、たこあげ、ベースボール、ローンテニスそと他となっている。

大正15年学校体操教授要目の改正による遊戯の取り扱い

遊戯及び競技

第1 競争遊戯 (種目の数13)

第2 唱歌 " (" 5)

第3 行進 " (" 10)

第4 走技跳技及投球 (" 15)

第5 球技 (" 12)

教授時間外において行なうべき諸運動

①体操 ②遊戯及び競技 ③剣道、柔道、その他

となっており、②の内容として、弓道、なぎなた、水泳、漕艇、テニス、ピンポン、ベースボール、スキー、スケート、その他のスポーツの種目をあげている。

昭和11年、第二次改正要目によると、遊戯および競技は、

競技遊戯 13 種目 → 68 種目

走跳投 15 " → 25 "

球技 12 " → 24 "

それぞれ増加させ、内容も一段と豊富になっており、教授時間外における諸運動も、器械運動、庭球、野球、卓球、ラクビー、蹴球、漕艇となっている。

昭和16年国民学校令が発令された戦時下の遊戯と球技は、「球技は各種の能力の総合された運動であり、団体競技である」としている。この結果協同動作に中心点がおかれ、順送球、投捕球、投避球、送球競争、蹴球競争の5種目があげられ、音楽遊戯は、「歩走力、跳力、体の支配力等身体的錬磨に資し、快活優美なる心情を培う」とし、心身の錬成に役立つものを選んで

昭和22年学校体育指導要綱が発行され、新しいカリキュラム構成と従来の体操中心から遊戯、スポーツ中心に切りかえられたのである。

更に昭和24年に学習指導要領が出されて具体的な問題について指示された。26年には中学校、高等学校編が出され、戦後の体育の方向が示されたのである。それによると、小学校では、文化財としてのスポーツ運動と子供たちの興味要求と合致する運動とを取り上げており、中、高校では指導計画を立案するに際してスポーツ種目を単位としている。

昭和28年の小学校体育編の改正、昭和32年高校編の改正、更に小、中、高校の全面的改訂と相次ぐ戦後の学校体育の変動期も昭和43年の小学校の学習指導要領体育編の改訂、昭和44年中学校学習指導要領の改訂、昭和44年高等学校の改訂によって、現行のような小、中、高校と一貫した目標のもとに、球技においても系統的立場に立って種目も配列され、指導もなされるようになった。

参考引用文献

- | | | | |
|----|---------------|---------|-------------|
| 1 | 日本体育史 | 今村嘉雄 | 1970 |
| 2 | 体育史資料年表 | " | 1963 |
| 3 | 学校体育制度史 | 井上一男 | 1970 |
| 4 | 古代のスポーツ(そのI) | 高松守一 | 体育学研究 5-1-6 |
| 5 | " | (そのII) | " " 6-1-1 |
| 6 | " | (そのIII) | " " 7-1-314 |
| 7 | 明治時代の体操遊戯について | 川島虎雄 | " 10-1-56 |
| 8 | 蹴鞠 | 柚木英一 | " 11-5-19 |
| 9 | | | |
| 10 | スポーツ種目の歴史的研究 | 掘田登 | " 6-1-4 |